



# 公正で誠実な企業活動

## 方針・アプローチ

### コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は「安心、安全、高品質な良いものづくり」を事業活動の基本とし、それによって社会やお客様の発展に寄与し、社会的使命と責任を果たすことを目指しています。その実現のためには、経営環境の変化に迅速に対応できる経営システムの維持・改善と経営監督機能の透明性・公正性の確保、コンプライアンスの遵守が不可欠であると考え、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでいます。

#### 取り組みの柱

1. コーポレートガバナンス      2. コンプライアンス      3. 内部統制・リスク管理

## 取り組みの柱 1: コーポレートガバナンス

### コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、コーポレートガバナンス強化のため、「取締役・取締役会」を「意思決定機能および業務執行の監督機能」として、「経営会議、執行役員・執行役員会」を「業務執行機能」として明確に分離しています。

#### 意思決定機能・業務執行の監督機能

##### 取締役・取締役会

- 経営責任を一層明確にするとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を構築できるよう、取締役の任期を1年としています。また、業務執行する取締役と業務執行を行わない取締役に区分し、役付取締役に設けず、代表取締役と取締役の区分のみとしています。
- 取締役会は、2021年6月29日現在9名（社外取締役3名を含み、うち2名は女性社外取締役）で、業務執行取締役と非業務執行取締役で構成されています。非業務執行取締役である社外取締役は、その経験と見識に基づき、経営の監督、および経営への助言などの役割を担っています。取締役会は毎月開催され、経営に関する重要事項の意思決定および業務執行状況の監督などを行っています。

### コーポレートガバナンス体制の充実に向けた取り組み

当社は、取締役等の指名・報酬等に係る事項に関して、取締役会の決定の公正性・透明性・客観性を担保するために、任意の諮問委員会である「ガバナンス諮問委員会」を設置しています。

ガバナンス諮問委員会は、委員長および委員の過半数を社外取締役で構成し、取締役会の諮問等、ガバナンス諮問委員会規定により審議対象と定められた事項を決議し、必要に応じ

#### 業務執行機能

##### 経営会議

- 経営戦略などの政策審議・計画進捗のチェック・立案機能の多角化および強化を図るべく、経営会議を毎月開催しています。

##### 執行役員・執行役員会

- 執行役員は、執行体制の機動性・柔軟性を高めるため、任期を1年とし、取締役会決議により担当業務の責任と権限を明確にしています。
- 執行役員会は、執行ラインへの経営情報の正確かつ迅速な伝達、部門間の情報の共有化を図るため、毎月開催しています。

#### 監査体制

- 監査役会は2021年6月29日現在、社外監査役2名を含む4名で構成されています。監査役は内部監査部門である監査部と緊密に連携し、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人などから職務の執行状況について報告・説明を受け、重要な書類などを閲覧し、本社および主要な事業所、グループ会社の監査を実施しています。

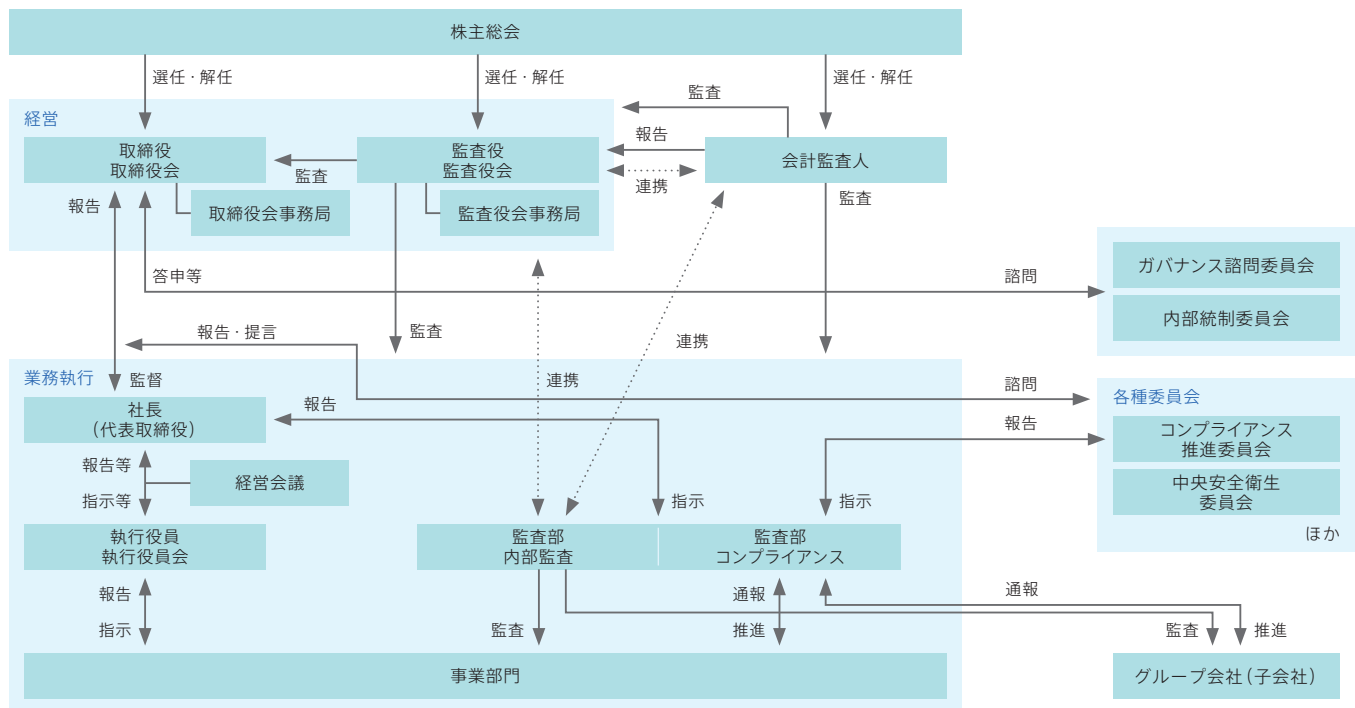
て審議結果を取締役会へ答申します。2020年度は、通期で8回の委員会を開催し、取締役の選解任、新執行体制に係る役員人事および基本報酬および業績連動型株式報酬等についての審議を行い、その結果を取締役会へ答申しています。取締役候補者については、中長期的な企業価値向上と持続可能な事業運営およびESG経営の観点から取締役会に必要とされるスキルの重点分野を定め、これらの知見・経験・能力を備え

た多様性のある人材を指名しています。なお、各取締役が有する知識・経験・能力等を一覧化した取締役のスキルマトリックスは、2021年6月株主総会・招集通知より開示しています。

当社は、今後も、企業価値を継続的に高め、ステークホルダーの要請に応じていくために、コーポレートガバナンス体

制のより一層の充実と、環境の変化に応じた適時適切な体制の見直しに取り組んでいきます。取り組み状況の詳細については「コーポレートガバナンス報告書」に記載していますので、詳しくは東京証券取引所または当社公式ウェブサイトをご覧ください。

### コーポレートガバナンス体制および内部統制体制



## 取り組みの柱 2: コンプライアンス

### コンプライアンス社内推進体制

当社では、安藤ハザマグループにおいて一貫した方針のもとに公正かつ透明な事業運営を確保するための審議・諮問機関として、社外取締役を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置、また、推進計画立案等を担う機能として各本部の部長等で構成する「コンプライアンス推進事務局」を設置するとともに、各部門および主要グループ会社には、コンプライアンス責任者・担当者を配置して、各種推進活動の効果的

な展開を図っています。

海外では、特に贈収賄リスクに対応した体制を整備・運用し、海外各地において教育を実施することで意識の向上を図るとともに、適正な活動が行われていることを継続的に確認しています。2020年度は海外全事業所の社員・スタッフに対してeラーニング教育を行い、上記リスクに対する意識の向上を図りました。

### コンプライアンス活動の展開

当社は、各種コンプライアンス活動が職場のすみずみまで徹底することを目標に、継続して取り組んでいます。

場に求めるなど、施策を強化するとともに、メールマガジンの配信、外部講師による講義やWEBテスト、また集合教育として階層別研修などを実施しました。さらに、11月の「コンプライアンス推進月間」では、トップメッセージの伝達、映像教育、コンプライアンス意識評価、行動規範の再確認、ポスターの掲示など、各種施策を集中的に実施し、コンプライアンス意識のより一層の向上を図っています。

### コンプライアンス教育

役職員のコンプライアンス意識のさらなる向上のため、年度計画に基づき教育・啓発を行っています。2020年度は、各職場における「コンプライアンスポイント」の確認・評価を継続実施し、“ポイント”を日常的に意識するための工夫を各職

## コンプライアンスマニュアル

「利用する」というマニュアル本来の機能に特化し、全役職員が理解しておくべき事項を改めて明確化するとともに、効果的に活用できるよう、コンプライアンスマニュアルを全面改定しました。

## コンプライアンス監査

本社、全支店ならびにグループ会社を対象に、監査部によるコンプライアンス監査を実施しています。また監査結果を社長、取締役会、コンプライアンス推進委員会ならびに監査役会に報告するとともに、体制や各種施策の見直し、是正・改善を

通して、グループのコンプライアンス体制をより有効なものとしています。

## コンプライアンス・ヘルプライン

コンプライアンス違反行為の早期把握、是正を目的に、グループ全体で「コンプライアンス・ヘルプライン」(通報・相談窓口)を運用しています。2020年度においては経営に重大な影響を及ぼす内容の通報はありませんでした。通報制度の教宣を積極的に実施するとともに、通報者の保護を最優先に対応しています。

# 取り組みの柱 3：内部統制・リスク管理

## 内部統制・リスク管理

当社は「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、当該システムの整備とその適切な運用に努めています。

内部統制システム全般に関する取締役会の諮問委員会として「内部統制委員会」を設置し、内部統制システム全般の有効性・運用状況・改善策、リスク管理体制の整備・運用・見直し等について審議し、取締役会に答申しています。また、内部統制委員会の下部組織として設置した「リスクマネジメント小委員会」では「リスクマネジメント規定」に基づき、当社全体で対応すべき重要なリスクの抽出と評価、各部門の対応状況のモニタリ

ングを行い、内部統制委員会がこれらを定期的に検証します。

2020年度は、リスクマネジメント小委員会において、事業計画に反映するリスクについて、リスク項目の追加や見直し、リスクの影響度と発生可能性により点数化して再評価を実施し、リスクマップの更新等を行いました。

内部統制委員会では、内部統制システムの基本方針の改定や内部統制システムの運用状況の評価、リスク管理体制の有効性の評価、リスクマネジメント小委員会で検討された重点リスク等について審議し、その結果を取締役会へ答申しました。

## 情報セキュリティの徹底

ICTの技術進歩に伴う適用範囲の増加やサイバー攻撃の高度化・増加など、情報セキュリティのリスクは日々増加しています。

当社では中期経営計画においてICTの活用を推進しており、情報セキュリティ対策を重要な経営課題と捉え、リスクを軽減するための施策を強化しています。

### 1 情報収集と共有

「サイバーセキュリティ経営ガイドライン(経産省)」をはじめとした各種ガイドラインの参照、また各種会議体などへの積極的な参加を通じて、外部情報を活用しています。

また、社内では年2回、社外の専門業者等を迎え、担当部門全員に対して勉強会を実施することにより、当社としてのリスクを分析し、対策を検討実施しています。

特に、建設業特有の環境(有期プロジェクト・お客様の敷地内での業務遂行・多数の協力会社や作業員など)を考慮することが重要になります。

### 2 対策の4つの柱

#### 1 ルールの制定

体制・役割・社員の実施事項等の情報セキュリティに関する規定類を定め、社員に周知しています。

#### 2 資産の一元管理

情報システムに関わる資産を一元管理し、対策の確実な実施およびアクシデント発生時の対応の迅速化に備えています。

#### 3 物理的対策

各種ツール類を計画的に導入・更新を行い、リスクの自動での低減を図っています。

#### 4 人的対策

教育・棚卸・監査を継続的に実施し、物理的に止められないリスクの低減を図っています。

### 3 具体的な取り組み例

#### 1 サプライチェーン対策

協力会社を含めた対策が重要と考え、教育活動(新規入場者教育やサイバー月間の一斉教育等)を継続的に実施しています。

## 社員教育

eラーニング・教育動画などを活用し、リスク状況に応じた内容の見直しを行い、定期的かつ継続的に全社員に対して教育を実施しています。

## 情報セキュリティ要員の育成

IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）の資格取得を奨励

## BCPの更新認証と訓練の継続的实施

当社は、①生命の安全確保②二次災害の防止③顧客の復旧支援④地域貢献という4つの基本方針に基づき、首都圏直下型地震または南海トラフ巨大地震を想定したBCP（事業継続計画）を策定し、2013年10月に国土交通省関東地方整備局から、2017年4月に近畿地方整備局から「建設会社における災害時の事業継続力認定」を取得、その後も更新認証を継続して得ています。

近年、全国で自然災害が多発し、激甚化・多様化していることを踏まえ、2020年度は、国内全支店を対象とし、各拠点における大規模地震発生を想定した訓練を11月4日に実施しました。訓練では、拠点の設営や安否確認、工事現場の安全確認、重要関係先の被災状況確認等の訓練を行い、事業継続計

## 調達基本方針の制定

当社の事業活動は、お取引先の皆様とのパートナーシップのもとに成り立っており、CSR（企業の社会的責任）に配慮した調達活動を推進するためには、サプライチェーン全体での取り組みが不可欠だと考えています。当社では2020年3月に「調達基本方針」を定め、お取引先の皆様と共にCSR調達の推進に取り組んでいます。

## 調達基本方針

### 1. 法令順守・腐敗防止・反社会的勢力の排除

関係法令・国際ルール・社内規程及び社会規範等を順守し、健全な調達を行います。あらゆる形態の贈収賄・腐敗行為を排除するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

### 2. 公正で誠実な調達の実施

お取引先の選定にあたっては、品質・安全性・価格・納期・技術力等について、総合的かつ公正に評価し、誠実に選定します。

### 3. 基本的人権の尊重と労働安全衛生への配慮

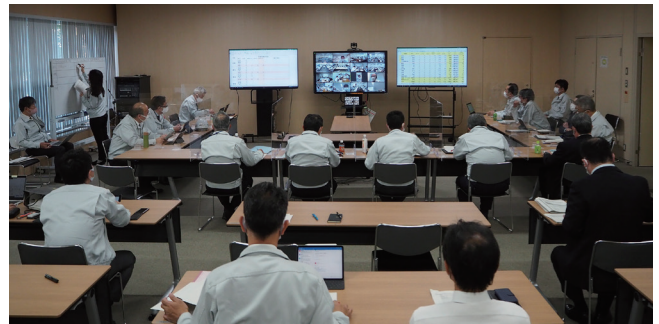
児童労働、強制労働等の不当労働や各種差別・ハラスメントの排除等、基本的人権を尊重するとともに、労働環境・安全衛生に配慮した調達を行います。

し、資格保有者を育成しています。

## 4 その他(テレワーク対応)

これまで展開していたモバイル環境を増強し、セキュリティ対策を施したテレワーク基盤を構築しています。

画の有効性を確認しました。今後も、継続的な見直し、改善を進め、大規模な風水害や感染症等も想定し、総合的なレジリエンス強化に努めていきます。



2020年度の訓練の様子

## 4. 環境への配慮

安藤ハザマの環境方針に則り、環境保全、環境負荷低減に寄与する調達を行います。

## 5. 品質の維持・向上および安全性の確保

事業活動の基本としている「安心、安全、高品質な良いものづくり」の実現に向け、当社が提供する建設物やサービス、その他における品質の維持・向上と、安全性の確保を前提とした調達を行います。

## 6. 地域社会への貢献

企業が社会の一員であることを深く認識し、調達活動を通じてお取引先とともに地域社会や地域経済の発展に貢献します。

## 7. 情報及び知的財産の適切な管理

調達活動を通じて入手した機密情報・個人情報・顧客情報を適切に管理・保護します。また、第三者の特許・実用新案・意匠・商標等、知的財産の不正入手や不正使用、権利侵害を行わず、自社が保有する知的財産を適切に管理・活用します。

## 8. お取引先との良好なパートナーシップ構築と相互繁栄

調達活動を通じてお取引先との相互理解を深め、良好なパートナーシップの構築に努めます。また、共同で技術力向上や人材育成等に取り組み、持続的な企業価値向上を目指します。